

平成31年4月17日
関東農政局

平成31年度関東農政局発注者綱紀保持委員会の審議概要について

関東農政局では、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)第9条に基づき設置された、関東農政局発注者綱紀保持委員会を開催いたしました。

審議概要は、下記のとおりです。

記

1. 日 時 平成31年4月11日(木) 10時00分～10時30分

2. 場 所 防災対策室2

3. 出席者 委員長:関東農政局長

委員:総務部長、総務課長、会計課長、農村振興部設計課長

幹事:企画調整室調整官、消費・安全部消費生活課長、生産部
生産振興課長、経営・事業支援部担い手育成課長、統計
部調整課長

4. 審議内容

(1) 平成30年度の取組実績について

① 発注者綱紀保持規程の事業者への周知

各職場において、関東農政局における発注者綱紀保持のための取組(発注者綱紀保持対策の関東農政局ホームページへの掲載、発注窓口に掲示及び入札公告への掲載)を引き続き実施することにより、関係業者に対し周知を行った。

② 本局において発注者綱紀保持研修の実施

大臣官房予算課から講師を招いた他、公正取引委員会からも講師を招いて7月に「関東農政局発注者綱紀保持研修」を実施した。

③ Web研修等の実施

発注担当者等に対するweb研修の実施、全職員に対してeラーニング研修を実施した。

(2) 平成31年度の取組計画について

① 事業者への周知について

各職場において、関東農政局における発注者綱紀保持のための取組（発注者綱紀保持対策の関東農政局ホームページへの掲載、発注窓口に掲示及び入札公告への掲載）を引き続き実施することにより、関係業者に対し周知すること。

② 発注者綱紀保持研修の実施

第2四半期に、発注担当職員等を対象とした発注者綱紀保持研修を実施すること。

また、研修受講者が各職場で講習会等を実施すること。

③ 発注者綱紀保持研修 eラーニング研修の実施

全職員対象にてeラーニング研修を実施し、理解度の確認をすること。